

NEWS LETTER

2011年4月25日(月)

〒161-0031 東京都新宿区西落合 3-2-26 コートグランディア永夢 101
山田恵美子税理士事務所 TEL 03-3953-5587 FAX 03-3953-5594
Email yamada@tax-tax.jp

ふるさと納税で応援しよう

ふるさと納税って何？

ふるさと納税をご存知でしょうか？
平成22年度の適用者数は33,104人、総寄付金額は約65億5千万円です。ふるさと納税は、自分応援したい自治体を選び寄付することで、税金の納税先や使い道を指定できる画期的な制度です。この「ふるさと寄付金」を活用して、被災地以外の出身者の人が復興支援をすることができます。

税金軽減が受けられます

所得税と個人住民税の控除が受けられます。平成23年改正により、住民税も所得税と同じように寄付金税額控除の適用下限額が2,000円に引き下げられました。

いくら軽減されるか

- 年収500万円単身者の場合
10,000円の寄付で 8,000円
50,000円の寄付で 35,700円
- 年収1,000万円単身者の場合
10,000円の寄付で 8,000円
50,000円の寄付で 48,000円
100,000円の寄付で 94,500円

平成22年度寄付総額65億5千万円のうち控除額は約18億です。寄付は見返りを求めるものではありませんが、自分の所得で一番軽減が多い金額を知ることが寄付しやすさにつながるのではないのでしょうか。寄付金から控除される税額の上限については所得控除額等個々の内容によって異なりますので、税理士等に確認してください。

臨時特例に関する法律案も

4月19日には被災者等の負担軽減のためにこれまで寄付金の控除対象限度額が寄付者の年間所得総額の40%から80%に引き上げるという案が出されました。この法案が通れば、賞金全額を義援金に寄付する石川遼選手等、高額納税者が寄付しやすくなるでしょう。

寄付金控除を受けるには

寄付先の都道府県等の領収書を保管し、来年3月15日までに最寄りの税務署で確定申告することにより、税額軽減または還付が受けられます。

尚、日本赤十字社や中央共同募金会に義援金として寄付する場合も「ふるさと寄付金」として同様の軽減です。